

マイナンバー制度対応準備について

公益社団法人全国学習塾協会

平成 28 年 1 月からマイナンバー制度がスタートします。

民間事業者でも、従業員やその扶養家族のマイナンバーを取得し、給与所得の源泉徴収票や社会保険の被保険者資格取得届などに記載して、行政機関などに提出する必要があります。対象業務を洗い出して、対応準備をお願いいたします。

【参考】

マイナンバー社会保障・税番号制度 [内閣官房]

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>